

# 新学校給食センターの建設が始まりました



完成予想図

◎新給食センターの概要  
**建設地** 中央町183番地(旧深浦テニスマ場)  
**敷地** 約2,700㎡  
**構造** 鉄骨造平家建  
**延床面積** 1,104㎡  
**システム** 完全ドライシステム  
**規模** 2,000食規模(1日最大)  
**事業費** 約5億4千万円

◎建設のスケジュール  
 平成22年 9月 建設工事着手  
 平成23年 3月 食缶・食器類購入  
 7月 建設工事完成・厨房機器設置完了  
 8月 新給食センター完成  
 9月 新給食センター稼動(給食開始)

## 新給食センター建設の基本理念

新給食センターの建設にあたり、学校関係者や現場で働く栄養教諭や職員の意見を取り入れ、次の基本理念のもとに建設します。

- ① 学校給食衛生管理基準の徹底
- ② 安全・安心でおいしく、栄養バランスを考慮した給食の提供
- ③ 食育、地産地消の推進
- ④ 効率的な運営

## 新給食センターの主な特徴

完全ドライシステムによる最新の衛生的な厨房設備を導入。新センターは、調理場の床を

ほとんど水で濡らすことなく調理から配送までの作業を行います。調理場入口には、体や衣服などに付いたほこりを取り除くためのエアシャワーを設置、食器を洗浄後、安全に保管する天吊り式コンテナ消毒装置など最新の厨房機器を導入します。炊飯施設の導入で週3回の米飯給食を実施

現在は、外部に委託して炊飯していますが、新センターでは炊飯施設を導入することにより炊きたてのおいしいご飯や炊き込みご飯の提供ができるなど献立も充実されます。

調理場内にアレルギーへの対応食を調理する電磁調理器等を設置します。食物アレルギーの児童生徒については、医師の診断や処方に基づき、保護者、学校、給食センターの面談を実施して、必要な除去食等の提供を計画しています。

安全できれいなP.E.N.食器(4種)の導入  
 洗浄機の関係で、長い間、アルミ製の食器を使用してきましたが、P.E.N.樹脂製のきれいで安全な食器(4種)を導入するほか、お盆(トレイ)や箸なども新しくなります。

自家発電装置の設置  
 停電等でも食材や保存食を安全に保管できるようになります。



▲ 9月27日に行われた安全祈願祭の様子

## 給食費について

「給食センターが新しくなったら給食費が値上げになるのですか?」という質問を受けますが、学校給食法で給食費は、食材の購入のみに使用すると決められています。今までもおり施設費、光熱水費、人件費などは市の負担となりますので新センターによる給食費の変更はありません。

厨芥処理機の設置(ゴミの減量化)  
 調理場の残菜や学校での残飯を粉碎、脱水してゴミの減量化を図ります。  
 食育のための見学コーナーの設置  
 児童・生徒等が食育の一環として給食センター内を見学できる見学コーナーや会議室を設置します。

## 税に関するお知らせ

### 市民税・県民税の年金から引き落とされる(特別徴収)額が「本徴収」の額に変わります

地方税法の改正により、65歳以上の年金受給者の方の公的年金に係る市・県民税について昨年10月以降、年金からの引き落とし(特別徴収)が始まっています。この制度は、納付方法の変更ですので、新たな税負担を伴うものではありません。

#### ◎既に引き落とし(特別徴収)になっている方

本年4月以降、「仮徴収」額で年金からの引き落としを納めていたのですが、今年度の市・県民税額が決まりましたので、公的年金に係る市・県民税について10月以降は「本徴収」の額で、引き続き年金引き落とし(特別徴収)で、納めていただくこととなります。

#### ①仮徴収(上半期(4月・6月・8月))

今年度上半期は、2月(昨年度分)に引き落としした額と同額を仮徴収分として引き続き4月・6月・8月の年金の支払いごとに納めていただきました。

#### ②本徴収(下半期(10月・12月・2月))

今年度下半期は、確定した公的年金に係る市・県民税の年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを10月・12月・2月の年金の支払いごとに納めていただくこととなります。

#### ◎引き落とし(特別徴収)となる方

公的年金を受給し、年金から介護保険料が天引きされている平成22年4月1日現在、65歳以上の方  
 対象となる税額

公的年金所得分の所得割額及び均等割額(6月にお送りした納税通知書で引き落とし額をご案内しています。年金所得以外の所得にかかる税額はこれまでどおりの納付方法となります。)

※今年度はじめて引き落とし(特別徴収)となる方や昨年度途中で年金特別徴収が中止となり、今年度再び年金引き落とし(特別徴収)となる方は、10月から年金引き落としが始まります。1期(6月)・2期(8月)分は、個人納付(普通徴収)となり、これまでどおりの納付方法となっております。

※年金特別徴収が中止となる場合は、個人納付(普通徴収)となります。

・対象となる税額が変更になった場合  
 ・対象の方が転出または亡くなった場合など

#### 問合せ

- ・課税のことは 税務課課税係 721111 内線155
- ・納付のことは 税務課管理収納係 721111 内線152・153

## 市民表彰

### 長年の貢献に感謝し 2氏に市民表彰

平成22年度の枕崎市民表彰受賞者として、地方自治部門において板元百合男氏、地方自治・産業経済部門において井手昇氏、が選ばれました。市制施行記念日である9月1日、授賞式が地場産業振興センターで行われ、多数の出席者が2氏の長年の功績を労いました。



■板元百合男氏  
(70・板敷本町)

枕崎市議会議員として、市政推進と住民福祉の向上並びに本市産業振興に尽力され地方自治の発展に大きく貢献されました。



■井手 昇氏  
(77・栄本町)

固定資産評価審査委員として、市政推進に尽力され、さらに枕崎商工会議所専務として、商工業の発展と地域振興に大きく貢献されました。

